

## 横浜市立高等学校通学区域規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、横浜市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 全日制の課程（単位制による全日制の課程を除く。以下同じ。）のうち普通科、単位制による全日制の課程（理数科及び普通科音楽コースを除く。）及び単位制による定時制の課程に係る高等学校の学区は、横浜市内全域とする。

2 全日制の課程（普通科を除く。）、単位制による全日制の課程のうち理数科及び普通科音楽コース、定時制の課程（単位制による定時制の課程を除く。以下同じ。）並びに別科に係る高等学校の学区は、神奈川県内全域とする。

（就学の規制）

第3条 全日制の課程のうち普通科及び単位制による全日制の課程（理数科及び普通科音楽コースを除く。）へ就学しようとする者は、本人及びその保護者（本人に対して親権を行う者をいう。ただし、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。次項において同じ。）が横浜市内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

2 全日制の課程（普通科を除く。）並びに単位制による全日制の課程のうち理数科及び普通科音楽コースへ就学しようとする者は、本人及びその保護者が神奈川県内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

3 単位制による定時制の課程へ就学しようとする者は、横浜市内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

4 定時制の課程及び別科へ就学しようとする者は、神奈川県内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

（就学の特例）

第4条 前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、現に在学し、又は在学していた中学校又は義務教育学校の同意を得た者で、神奈川県内に住所を有するものは、毎年度の高等学校第1学年入学者選抜（第6条の入学者選抜を除く。以下「第1学年入学者選抜」という。）の場合に限り、学区外の高等学校へ志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、別に定める当該高等学校第1学年生徒の募集定員（第6条の入学者選抜に係るものを除く。以下「第1学年生徒の募集定員」という。）の別表<sup>※1</sup>に定める割合の範囲内とする。

第5条 前条に定めるもののほか、身体状況により、学区内の高等学校に就学するよりも学区外の高等学校に就学するほうが適当と認められる者は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、志願しようとする学区外の高等学校の校長の許可を受けて当該高等学校を志願することができる。

第6条 前2条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者で、神奈川県内に住所を有するものは、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、学区外の高等学校を志願することができる。

(1) 海外からの帰国者を対象とする入学者選抜を行う高等学校の当該入学者選抜を受けようとする者

(2) 外国の国籍を有する者（難民として認定された者を含む。）で入国後の在留期間が別に定める期間内であるものを対象とする入学者選抜を行う高等学校の当該入学者選抜を受けようとする者

第7条 前3条に定めるもののほか、全日制の課程のうち普通科、単位制による全日制の課程（理数科及び普通科音楽コースを除く。）及び単位制による定時制の課程へ就学しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当するものは、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別に定める学区外からも志願することができる。

(1) 第1学年入学者選抜により選抜された入学予定者の数が、第1学年生徒の募集定員に満たなかった高等学校について、特に必要があると認める場合において、再度実施する第1学年入学者選抜を受けようとする者

(2) 編入学又は転入学に係る入学者選抜を受けようとする者

（入学許可の取消し）

第8条 高等学校の校長は、この規則に違反し、事実をいつわって入学の許可を受けた者に対しては、入学の許可を取り消し、又は退学を命ずることができる。

※1 別表省略